



平成27年11月27日
愛知県環境部資源循環推進課

(有) タナカ興業の産業廃棄物処分業許可申請について

1 許可申請の概要

- ・申請者：(有) タナカ興業 代表取締役 田中安彦
- ・本社所在地：豊橋市大岩町字北山6番地の911
- ・施設設置場所：新城市黒田字坪2番1
- ・事業範囲：中間処分(発酵)
- ・許可品目：汚泥、木くず、動植物性残さ
- ・処理能力：127m³/日

一次発酵 20日
二 " 25日
品質規準を満たしたものを出荷
品質が満たない場合は発酵期間を延長する

2 産業廃棄物処分業許可の基準について

都道府県知事は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第10項の各号に適合していると認めるときでなければ産業廃棄物処分業の許可をしてはならない。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第10項

- 一 事業の用に供する施設及び申請者の能力が事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請者が欠格条項(暴力団関係者、過去5年間に禁錮以上の刑を受けた者等)に該当しないこと。

○ 産業廃棄物処分業の許可の基準(抄)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の5)

- 一 処分を業として行う場合(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)

イ 施設に係る基準

- (1) 汚泥の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。

((2) ~ (5) 略)

- (6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

- (7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

3 審査結果

平成26年3月26日付けで(有) タナカ興業から提出された産業廃棄物処分業の許可申請書については、悪臭対策や処理能力を始め、産業廃棄物の処分に適する施設であるかどうかなど、許可基準に基づき、厳正かつ慎重に審査した結果、いずれの基準にも適合しており、許可することが妥当と判断し、平成27年11月5日付けで「許可」をした。